

Q	A
Q1 脱炭素取組宣言の概要	<p>中小企業の皆様に脱炭素化に取り組んでいただくためのスタート段階として、身近な省エネを含めた脱炭素化に取り組むことを、Webサイト上で宣言していただく制度です。</p> <p>宣言をきっかけに、脱炭素化への意識や意欲が高まり、更なる脱炭素行動に取り組んでいただけるよう、宣言を行った市内中小企業の皆様向けに省エネルギー診断や設備投資の費用補助を行うなど、積極的な取組をサポートします。</p>
Q2 どこから宣言できるのか	<p>横浜市Webサイトから宣言できます。</p> <p>「脱炭素化の取組を宣言する」のバナーをクリックしてください。</p>
Q3 宣言はどれくらい時間がかかるのか	<p>横浜市Webサイト上ですぐに宣言いただけます。</p> <p>概ね「3～5分」あれば宣言いただくことができます。</p>
Q4 宣言の内容は	<p>Webサイト上における、宣言フォームで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業概要 ・既に行っている脱炭素化の取組 ・今後、行う予定の脱炭素化の取組 <p>を宣言していただきます。</p> <p>※企業概要の詳細 宣言者の概要、【法人の場合は企業名、事業所名】、【個人事業者の場合は氏名、屋号】、事業所の住所、業種、企業規模</p>
Q5 どのような取組を宣言すればいいのか	<p>Webサイトの宣言フォームに、脱炭素化に向けて「既に行っている取組」や、「今後行う予定の取組」を選択できるよう、15項目掲載しています。</p> <p>その中から、あてはまる取組を選択して宣言していただきます。</p>
Q6 誰でも宣言できるのか	<p>市内で事業活動を営む、企業もしくは個人事業者の皆様が宣言できます。</p> <p>なお、「大企業」や、「市内に事業所がある市外企業」も宣言いただくことができます。</p> <p>*市内に本社や事業所がない企業は宣言することができません。 事業所単位でも宣言していただくことができます。</p>
Q7 企業ごとに宣言を行うのか	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社ヨコハマシ 株式会社ヨコハマシ 関内支店 株式会社ヨコハマシ 鶴見営業所 株式会社ヨコハマシ 港北支社 <p>のように、事業所ごとに宣言していただくことも可能です。</p>
Q8 個人事業主でも宣言できるのか。また、屋号がないがどのように宣言するのか	<p>個人事業主でも宣言いただけます。</p> <p>個人事業主の方には、「氏名」、「屋号」を入力していただけますが、「屋号」がない方は記載不要で宣言いただけます。</p>
Q9 市外企業だが、横浜市内に事業所がある場合は宣言できるのか	<p>事業所単位で宣言ができますので、市外企業の方も、横浜市内に事業所がある場合には宣言していただくことができます。</p>
Q10 宣言する時の所在地は本社（市外）で行うのか	<p>市内の事業所の住所を記載の上、宣言していただけます。</p>
Q11 任意団体も宣言できるのか	<p>基本的には事業所単位での宣言を想定していますが、任意団体として宣言いただくことも可能です。</p> <p>宣言フォームにおいて、「経営形態」等の企業情報については、ご申請いただく団体に最も該当する選択肢から宣言してください。</p>
Q12 宣言を行うと企業情報が公開されるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は【企業名、事業所名】 ・個人事業主の場合は【氏名、屋号】 ・業種 <p>を横浜市Webサイトで公表します。</p> <p>また、宣言を行った日（宣言日）についても公表します。</p>
Q13 Webサイトでの公開を拒否することは可能か	<p>宣言フォームでもご案内していますとおり、脱炭素取組宣言を行うことは、本市Webサイトでの公表することに同意いただいたとみなしています。その為、Webサイトでの公開は必須となります。</p>
Q14 Webサイトでの公開を拒否したい	<p>申し訳ございませんが、Webサイトでの公開は必須となりますので、宣言の取り消しをお願いします。</p> <p>（※ 取り消し方法はQ15に記載）</p>

<p>Q15 宣言の取り消し方法</p>	<p>宣言の取り消しをご希望される方は、次の内容を事務局のメールアドレス宛にご連絡ください。</p> <p><メールに記載する内容> 件名 : 【宣言制度】宣言の取り消しについて（事業者名） 本文 : 企業名 又は 名前、法人番号（企業のみ）、照会コード</p> <p>事務局のメールアドレスは、本市Webサイトをご参照ください。 ※事務局メールアドレス ke-sengen@city.yokohama.lg.jp</p>
<p>Q16 宣言を行うとメリットはあるのか</p>	<p>宣言を行った事業者の皆様には、いくつかメリットをご準備しています。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の店舗やオフィス、Webサイトに掲示していただくことができる「脱炭素取組宣言書」や、名刺などにお使いいただくことができる「脱炭素取組宣言ロゴマーク」がダウンロードできます。 ・「省エネ診断」を受診する費用を補助します。 ・LED照明や空調設備などの、設備投資の際の費用を補助します。 ・横浜市総合評価落札方式で加点されます。（現在調整中のため、決まり次第Webサイトでご案内します。）
<p>Q17 現時点で宣言を行うと活用できる補助金は</p>	<p>R6/6/26から受付開始となった「横浜市省エネ診断支援補助金」等において、脱炭素取組宣言を行っていることが要件となります。</p>
<p>Q18 横浜市総合評価落札方式で加点になると聞いた。いつから加点されるのか</p>	<p>現在、入札の加点については調整中です。 詳細については、決まり次第、Webサイト等でお知らせいたします。</p>
<p>Q19 今後見込まれる支援、又は優遇などはあるのか</p>	<p>今後も引き続き支援機関等と連携して支援メニューを検討していく予定です。</p>
<p>Q20 宣言すると実績報告などを求められるのか</p>	<p>現時点では実績報告などを求めることは考えていません。 一方、後日、宣言いただいた事業者の皆様に向けたアンケート調査などを実施する可能性がございますので、アンケート調査にご協力をいただきたいと思いますと考えています。</p>
<p>Q21 宣言に審査などあるのか</p>	<p>脱炭素化の取組を宣言いただくだけになります。 審査などはございません。</p>
<p>Q22 宣言が取り消されることはないのか</p>	<p>・公序良俗に反すると判断される場合 ・暴力団との関係が認められる場合 等</p> <p>などのような場合には、宣言時に入力する情報をもとに、必要に応じて該当事業者について確認して取り消しを行います。 また、第三者からの通報等により、宣言事業者として適格と認められない場合には取り消しを行うことがあります。</p>
<p>Q23 宣言した内容を変更したい</p>	<p>ご担当者様やご連絡先が変更になった場合は、「宣言内容の修正はこちら」より変更可能です。 「宣言内容の修正はこちら」のURLは、宣言時に入力いただいたメールアドレスに自動返信されるメールをご確認ください。</p>
<p>Q24 「宣言内容の修正はこちら」へのURLが分からない</p>	<p>「宣言内容の修正はこちら」のURLが分からない方は、次の内容をお問合せ先のメールアドレス宛にご連絡ください。</p> <p><メールに記載する内容> 件名 : 【宣言制度】URL再伝達希望 本文 : 企業名 又は 名前、法人番号（企業のみ）、照会コード</p> <p>お問合せ先メールアドレスは、本市Webサイトをご参照ください。 ※お問合せ先メールアドレス ke-sengen@city.yokohama.lg.jp</p>
<p>Q25 照会コードが分からない</p>	<p>「照会コード」は、宣言時にダウンロードいただいた「脱炭素取組宣言 確認書」や、宣言時に入力いただいたメールアドレス宛の自動返信メールに記載されています。</p> <p>なお、照会コードが不明な場合、宣言時に入力いただいたメールアドレスから連絡をいただいた場合を除き、なりすまし防止、個人情報や企業情報を保護する観点から、「宣言内容の修正はこちら」URLの連絡は差し控えていただいております。 その場合、再度宣言をお願いします。</p>

Q26 宣言に更新はあるのか	一度宣言していただいた後に、更新を必須としていません。 しかし、脱炭素化の取組について、実行した取り組みや、取組を行う検討を始めたものがあれば、「宣言内容の修正はこちら」から更新してください。
Q27 宣言の実施期間は	本制度の実施期間は、令和10年3月31日までを予定しています。
Q28 確認書のダウンロード方法は	宣言を行った後の、完了画面から即時に出力できます。
Q29 宣言書のダウンロード方法は	宣言を行った後の、完了画面から即時に出力できます。
Q30 ダウンロードした確認書や宣言書を失くしてしまったが、再度ダウンロードするにはどうすればよいか	宣言時に記載したメールアドレスに自動返信されるメールに記載の「宣言内容の修正はこちら」のURLからダウンロードできます。
Q31 ロゴマークのダウンロード方法は	宣言を行うと、記載したアドレスに自動返信されるメールに、ロゴマークをダウンロードするためのURLが記載されています。そこからダウンロードしてください。
Q32 ロゴマークの使い方に制約はあるのか	横浜市Webサイト「脱炭素取組宣言」のページに、「脱炭素取組宣言ロゴマーク取扱ガイドライン」を掲載しています。 使用にあたっての注意事項はガイドラインをお読みください。